

令和6年度『子育て支援（家庭教育）・男女共同参画出前講座』実施要項

1 目 的

研修会や講座に参加が困難な保護者や今後子育てに関わる世代を対象に、企業等に出向いて家庭教育に関する研修・講座を実施し、子育て支援を行う。

また、男女共同参画に関する研修・講座を実施し、広く市民に対し男女共同参画の学習の機会を提供する。

2 事業の内容

- (1) 家庭教育全般に関する研修・講座
- (2) 男女共同参画全般に関する研修・講座

3 対象

一関市内の企業・学校等

4 開催場所

開催を希望する企業・学校等内の施設

5 開催日及び時間

- (1) 開催を希望する企業・学校等が定める日時
- (2) 研修・講座は、おおむね1時間程度

6 出前講座の主催及び共催等

- (1) 主催 開催する企業・学校等
- (2) 共催 一関市、一関市教育委員会
- (3) 後援 一関商工会議所

7 研修・講座のテーマの例

- (1) 子育て支援（家庭教育）
情報メディアとのつきあい方 親と子のコミュニケーション 子育てにおける親の役割
家庭での食育 体験活動の大切さ 健全育成と非行防止 本の楽しみ方と選び方
思春期の子どもへの対応 など
- (2) 男女共同参画
男女共同参画の必要性 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） 多様な性・LGBT
DV・デートDV防止 など

8 講 師

一関市社会教育関係職員、一関市教育研究所所員、岩手県社会教育関係者及び男女共同参画推進関係者、その他内容に相応しい専門家

9 経費について

一関市が講師謝礼及び旅費を負担する。

10 実施方法

- (1) 年間でおおむね4回（4企業等）開催する。
- (2) ホームページや訪問等により、開催を希望する企業・学校等を募集する。
- (3) 開催する企業・学校等の決定は、申込みの先着順とする。
- (4) 開催1か月前までに開催先と具体的な協議を行い、研修・講座の詳細を決定する。
- (5) 企業等は、研修会場を提供するとともに、従業員に研修会・講座の開催を周知し、参加者を募る。
- (6) 男女共同参画に特化した研修・講座の場合は、岩手県男女共同参画センター出前講座と位置づける。